

## 煙を素早く感知して、早く避難するために設置してほしい

住警器を設置することで、火災が発生してもボヤなど比較的小さい被害で収まる場合が多くあります。また、ガスコンロに火をつけたまま忘れていた場合でも、警報器が作動することで隣近所の人も気づいて大事に至らなかったことなどもあります。とにかく煙を素早く感知して、少しでも早く避難してほしい。そのために住警器を設置してほしいですね。

なぜ、煙を感知する住警器なのか。それは炎よりも早く煙が広がっているからです。煙の方が早く広がっていくので感知するのに向いています。1階で起きた火災から2階に煙が来るころには1階は火の勢いが強くなっている場合もあります。だから1カ所だけでなく、寝室や階段などいくつかの場所に設置する必要があります。

住警器を配布している地域もありますが、設置していない世帯もあるようです。そういうところは地域の人たちが協力体制をとって設置するよう助け合ってほしいですね。消防署でも、講話などを行い啓発活動をしています。地域や集会などで住

警器のことを知りたい時はぜひ相談してください。



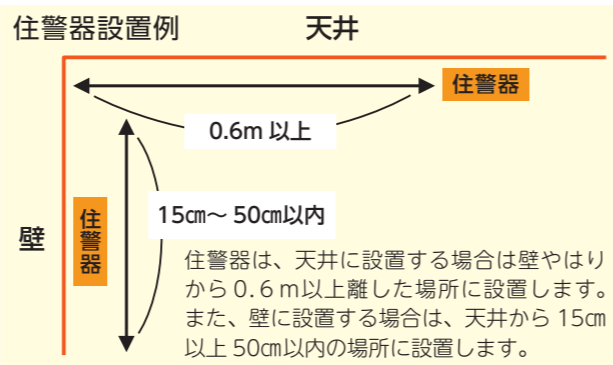
川口 龍生課長  
菊池広域連合消防本部予防課

**住警器は複数の設置がおすすめです**

設置が義務付けられても、住警器そのものを知らない人も多いでしょう。住警器は、家庭内での火災発生をいち早く見つけて知らせる器械で、火災で発生した煙を感知して音や音声で警報を発します。

消防法では、寝室への設置や寝室が2階以上にある場合の階段への設置を全国一律で義務付けています。それ以外では設置を義務付けていませんが、複数の設置を勧められています。これは住警器を複数設置することにより、自分がいる部屋と離れている場所で火災が発生しても、住警器を設置することで気付きやすくなるためです。

煙の感知性能や警報音の大きさなどは、どの製品もほぼ同じですが、最近では複数の住警器が無線で連動する機能がついた製品も販売されています。住警器は、ホームセンターや電器店などで購入できます。価格はメーカーや種類、機能などで異なります。



### 気をつけて！ 悪質な訪問販売が発生

高齢者を狙ったものや高額な費用を請求するもの、消防署の職員になりすますなどの悪質な訪問販売が全国で発生しています。市や消防署では、住警器設置の普及活動を行っていますが、販売目的で訪問することはありません。不審に感じた場合は身分証明書などの提示を求めてください。

また、住警器はクーリングオフの対象商品です。高額な請求やだまされた場合などは、消防署や消費生活センターなどへ相談してください。

### 火災予防の大切さ 家族で話してみませんか

住警器設置の義務化に伴い、本市では65歳以上の高齢者のみの世帯を対象に火災警報器の配布を行いました。しかし、一般世帯に対する国などの補助はなく、設置にかかる費用は全額自己負担となっています。費用の問題や必要性が十分に理解されていないことから、設置を考えていない世帯もあるかもしれません。

しかし、火災が起きてからでは手遅れになる可能性があります。火災が発生しないよう、日ごろから火の取り扱いには注意が必要です。火災から大切な命を守るだけでなく被害を最小限に抑えるために、自宅の火災予防を考えるきっかけとして家族で話し合ってみませんか？

住警器に関する質問は、消防署や相談室で受け付けています。

#### 住家用火災警報器相談室

☎0120(565)911

#### 受付時間

月曜～金曜（祝日を除く）  
午前9時～午後5時  
※正午～午後1時を除く。

参考資料：消防庁ホームページ

# 早く、気付く そのために

## 住宅用火災警報器の設置が義務付けられます

真夜中、1階のリビングで漏電による火災が発生しました。それはやがて煙を出しながら周りの壁や家具を焦がしていきます。あなたや家族は2階にある寝室でぐっすり眠っていて、誰もこの事態に気付いていません。早く気付かなければ、逃げ遅れてしまいます。

こんな風に、もしも寝ている時に火災が起きたら—  
あなたは異変に気づき、目を覚ます自信がありますか？

### 問い合わせ先 安全対策課

☎0968(25)7203  
菊池広域連合北消防署  
☎0968(25)3053  
菊池広域連合西消防署  
☎096(242)1115  
菊池広域連合消防本部予防課  
☎096(232)9334



### 住宅火災の死者数 約6割が65歳以上の高齢者

消防庁の報告によると、平成21年中に全国で16、313件の住宅火災が発生しています。火災による死者1、023人のうち61.4%が65歳以上の高齢者でした。住宅火災で死亡した人の多くは深夜など就寝時間帯の火災で亡くなっています。しかもその多くは逃げ遅れによるものでした。

### 「ある」と「ない」では 気付く早さがほぼ半分

消防庁では平成16年の消防法改正により、すべての住宅を対象として住宅用火災警報器（以下「住警器」）などの設置と維



持を義務付けました。平成23年6月1日から、市町村の火災予防条例の規定により住警器の設置が義務付けられます。

消防庁が住宅火災の被害状況を分析した結果、住警器を設置した場合では被害状況が設置しない場合よりほぼ半減したそうです。また日本よりも先に義務化を進めた海外の都市では、住警器の普及率上昇に伴い死者数が減少したという効果が現れています。

しかし、県内の普及率は40%台ととても低く、それほど住警器が普及しているわけではありません。住警器が普及すれば、全焼や火災による死亡など、被害状況が軽減されるかもしれません。